



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ー エ ル  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 田 み ち  
(コード：3361 東証第一部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 山 中 正 幸  
(TEL 045-592-7777)

## 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通り改定後の内容をお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

### 内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社及びグループ企業は、「経営理念」の浸透と法令遵守の徹底を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制にかかわる規程を整備するとともに、当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社及びグループ企業のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・管理の上、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行にかかわる情報については、文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに社内文書規程等に則り、各業務担当部署又は管理本部において適正に保存及び管理を行うこととし、取締役及び監査役は随時閲覧可能とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 損失の危険を可能な限り回避するよう経営にかかわるリスクを体系的に把握し、経営の安定性確保の施策を総合的に進められるようリスク管理規程を定め、当社にリスク管理委員会を設置する。
  - (2) リスク管理委員会は定期的に当社及びグループ企業のリスク管理体制整備の進捗状況をレビューするとともに定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、定期的開催の経営会議において、当社及びグループ企業の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかわる情報の共有化を図るとともに、適切な意思決定のための審議を行う。
  - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において各々の職務及びその職務執行手段を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役は、当社及びグループ企業で発生する可能性の高い重要なコンプライアンス上のリスクを想定し、それぞれ責任者を定め、その予防体制を整備する。
  - (2) コンプライアンス委員会は年間活動計画を策定し、グループ全社員の行動規範として定めた「トール倫理指針」の徹底と、グループ全社員のコンプライアンス教育・啓発を実施する。
  - (3) 監査室は、内部監査規程に基づき、当社及びグループ企業の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対しその結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善状況についても、追跡監査を行う。
  - (4) 公益通報制度を踏まえたグループ内相談窓口の責任者を取締役の中から任命し、コンプライアンス逸脱行為防止に向けた体制を整備する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 企業集団として「トール経営理念」、並びに行動規範としての「トール倫理指針」を共有し、コンプライアンスやリスク管理などの理念の統一を保つ。
  - (2) 当社が一括して 100%子会社の経理業務と人事業務における事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
  - (3) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ企業との連携を図る所管部署を設置するとともに、グループ企業に対し重要事項の事前承認及び定期的な経営情報の報告を義務付ける。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役職務遂行を補助する体制の確保が必要と認めた場合には、取締役会に諮った上で、当社の従業員から任命するものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 管理本部長は、補助するスタッフの人事異動・人事評価等については、監査役会の意見を斟酌するものとする。
  - (2) 監査役職務を補助するスタッフは、監査役指揮命令下で職務を遂行する。
9. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役会は監査役会に報告すべき当社及びグループ企業に関する下記事項の基準を監査役会と協議の上制定し、取締役は基準に則り報告する。
    - a. 監査役が出席する会議
    - b. 監査役が閲覧する資料
    - c. 監査役に定例的に報告すべき事項
    - d. 監査役に臨時的に報告すべき事項
  - (2) 報告該当事項の担当取締役は、常勤監査役に文書又は資料のコピーにより報告する。報告を受けた常勤監査役は、他の全ての監査役に伝達する。
  - (3) 当社及びグループ企業の取締役及び従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、内部通報および通報者保護管理規程に基づき、監査役へ報告をした者に対し当該報告をし

たことを理由としていかなる不利益扱いも行わず、当該報告者に対し不利益扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を科すことができる。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び取締役会は監査役の情報収集、監査役監査に協力し、積極的な意思疎通を図る。
- (2) 取締役会は監査役の効率的監査業務の実施のため、監査室との緊密な連携、必要に応じて応援等につき協力する。
- (3) 取締役会は監査役が必要な場合には、専門家（弁護士、税理士、公認会計士等）と意思疎通を図るなど、監査役の円滑な監査活動のための体制を整える。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、倫理規程及び反社会的勢力排除規程に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、その係わりを一切持たないものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

- a. 反社会的勢力への対応については、最高責任者を管理本部長、不当要求防止統括責任者を総務部長とし、不当要求防止統括責任者はすべての不当要求対応窓口として、その対応を行う。
- b. 管理本部に反社会的勢力排除に精通した経験者を社員として受け入れ、情報収集・管理に努めるとともに、外部の専門機関（警察、弁護士等）との連携強化を図る。

以上